

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

第 3 条 第 2 項 の 適 用 に つ い て

1 被保険者数

圏域	地域包括支援センター名	法 人 名	被 保 険 者 数	対象
1	むさしの	社会福祉法人ふじみ野福社会	5, 385人	
2	ふじみ苑	社会福祉法人富士見市社会福祉事業団	5, 438人	
3	えぶりわん鶴瀬 Nisi	社会福祉法人たくみ	4, 864人	○
4	みずほ苑	社会福祉法人美咲会	5, 367人	
5	ひだまりの庭むさしの	社会福祉法人ふじみ野福社会	6, 021人	○
合計			27, 075人	

※令和 7 年 1 月 3 0 日時点の被保険者数

2 地域包括支援センター運営状況

圏域	地域包括支援センター名	保健師等	社会福祉士等	主任ケアマネジャー等	人数
1	むさしの	1人	3人	1人	5人
2	ふじみ苑	2人	2人	1人	5人
3	えぶりわん鶴瀬 Nisi	2人	2人	0人	4人
4	みずほ苑	1人	2人	2人	5人
5	ひだまりの庭むさしの	1人	1人	2人	4人

※令和 8 年 3 月 1 日時点の職種別人数

3 協議相談の状況

- ・令和 8 年 3 月 1 日、高齢者あんしん相談センターえぶりわん鶴瀬 Nisi から、人材確保が困難という理由で、富士見市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例第 3 条 第 2 項 の 適 用 に つ い て の 申 し 出 が あ り ま し た。
- ・えぶりわん鶴瀬 Nisi との協議相談の状況については、以下のとおりです。
高齢者あんしん相談センターえぶりわん鶴瀬 Nisi の職員が主任介護専門員の取得に向け、育成計画を策定し、取組みを行う。協議先はひだまりの庭むさしのであり、協議先の高齢者あんしん相談センターひだまりの庭むさしのに主任介護支援専門員として配属されている職員が助言指導を行う。

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			○

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

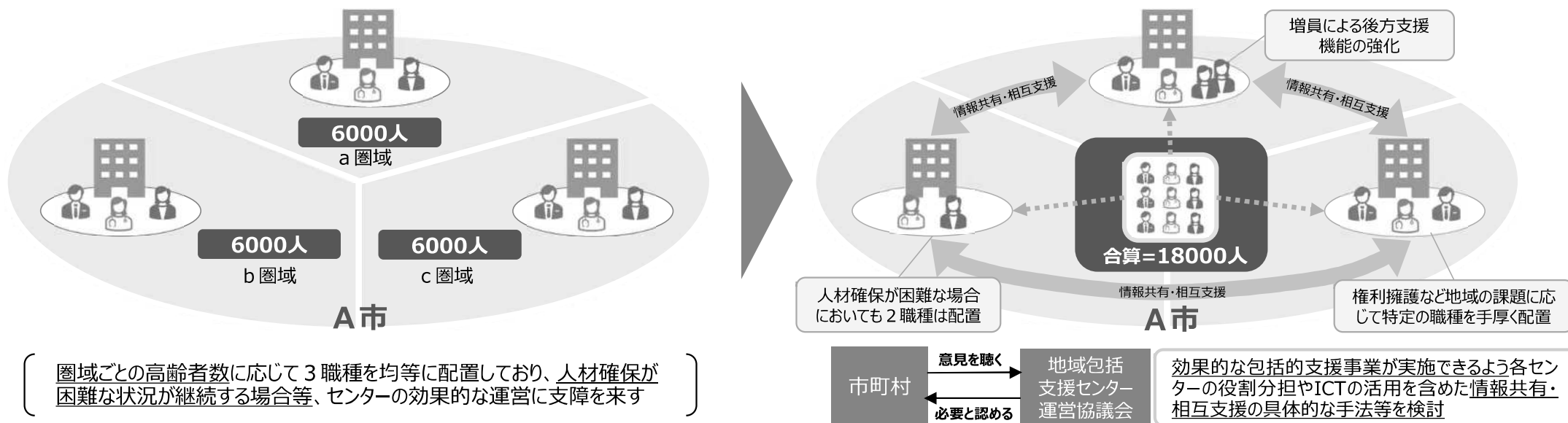
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4【厚生労働省】(30)介護保険法

(viii) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す

- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）